

## 確認申請を要する用途変更

既存建築物の用途を変更して、下表に列挙される用途で、100㎡を超えるものとする場合は、確認申請が必要です。

- |   |
|---|
| 1 ※ 劇場、映画館、演芸場                                  |
| 2 観覧場   |
| 3 ※ 公会堂、集会場                                     |
| 4 病院  |
| 5 ※ 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、児童福祉施設等               |
| 6 ※ ホテル、旅館                                      |
| 7 ※ 下宿、寄宿舎                                      |
| 8 共同住宅  |
| 9 学校  |
| 10 ※ 博物館、美術館、図書館                                |
| 11 ※ 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 |
| 12 ※ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗                   |
| 13 展示場  |
| 14 ※ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー                       |
| 15 ダンスホール                                       |
| 16 遊技場  |
| 17 公衆浴場   |
| 18 ※ 待合、料理店                                     |
| 19 飲食店  |
| 20 倉庫   |
| 21 自動車車庫  |
| 22 自動車修理工場                                      |
| 23 ※ 映画スタジオ、テレビスタジオ                             |

※印を付した番号のそれぞれに列記する相互間の用途での用途変更については確認不要。

ただし、「5」、「10」に列記する用途に供する建築物が第一種及び第二種低層住居専用地域にある場合、又は「11」に列記する用途に供する建築物が第一種及び第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域にある場合については、それぞれの番号内に列記する用途相互間であっても確認が必要である。